

# 岐阜県公報

## 目次

### 規則

岐阜県農業協同組合法施行規則の一部を改正する規則

(検査監督課)

ページ

号外 (15) 平成二十八年 四月 一日

## 規則

岐阜県農業協同組合法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四十五号

岐阜県農業協同組合法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県農業協同組合法施行規則(昭和四十五年岐阜県規則第二百十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第十一条」を「第十一条第一項」に、「変更又は」を「又は同条第三項の規定による変更若しくは」に改め、同条第二号中「第十一条の七」を「第十一条の十七第一項」に、「変更又は」を「又は同条第三項の規定による変更若しくは」に、「別記第一号様式の二」を「別記第二号様式」に改め、同条第三号中「第十一条の二十三」を「第十一条の四十二第一項」に、「変更又は廃止」を「又は同条第三項の規定による変更」に、「別記第二号様式」を「別記第三号様式」に改め、同条第四号中「第十一条の二十九」を「第十一条の四十八第一項」に、「変更又は廃止」を「又は同条第三項の規定による変更」に、「別記第二号様式の二」を「別記第四号様式」に改め、同条第五号中「第十一条の三十二」を「第十一条の五十一第一項」に、「変更又は廃止」を「又は同条第三項の規定による変更」に、「別記第二号様式の三」を「別記第五号様式」に改め、同条第六号中「別記第三号様式」を「別記第六号様式」に改め、同条第七号中「別記第三号様式の二」を「別記第七号様式」に改め、同条第八号中「別記第四号様式」を「別記第八号様式」に改め、同条第九号中「議決」を「決議」に、「別記第五号様式」を「別記第九号様式」に改め、同条第十号中「別記第六号様式」を「別記

第十号様式」に改め、同条に次の一号を加える。

十一 法第七十条の第三項の規定による新設分割の認可の申請 別記第十一号様式  
第六条を第八条とする。

第五条第一号中「第七十二条の十三第二項」を「第七十二条の二十九第二項」に、  
「別記第十四号様式」を「別記第二十六号様式」に改め、同条第二号中「第七十二条の  
十六第四項」を「第七十二条の三十二第四項」に、「設立」を「成立」に、「別記第十五  
号様式」を「別記第二十七号様式」に改め、同条第三号中「第七十二条の十七第二項」  
を「第七十二条の三十四第二項」に、「別記第十六号様式」を「別記第二十八号様式」  
に改め、同条第四号中「第七十二条の十八第三項」を「第七十二条の三十五第三項」に、  
「別記第十七号様式」を「別記第二十九号様式」に改め、同条第五号中「第七十二条の  
十八の十」を「第七十二条の四十四」に、「別記第十八号様式」を「別記第三十号様式」  
に改め、同条第六号を次のように改める。

六 法第七十三条第四項において準用する法第六十四条の第三項の規定による継続  
の届出 別記第三十一号様式

第五条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。  
(組織変更の届出書の提出)

第七条 法第七十三条の十の規定により出資組合又は出資農事組合法人(法第八十条に  
おいて準用する場合にあつては、非出資組合又は非出資農事組合法人)が組織変更を  
したときの届出の様式は、別記第三十二号様式のとおりとする。

第四条中「別記第十三号様式」を「別記第二十五号様式」に改め、同条を第五条とす  
る。

第三条中「届又は」を「届出又は」に、「届出書等」を「届出書等」に改め、同条第三  
号中「議決」を「決議」に、「別記第十号様式」を「別記第二十四号様式」に改め、同  
号を同条第十二号とし、同条第二号中「別記第九号様式」を「別記第二十三号様式」に  
改め、同号を同条第十一号とし、同条第一号中「第六十四条第四項」を「第六十四条第  
五項」に、「届」を「届出」に、「別記第七号様式」を「別記第二十一号様式」に改め、  
同号を同条第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 法第六十四条の第三項の規定による継続の届出 別記第二十二号様式

第三条に第一号から第八号までとして次の八号を加える。  
一 法第十一条第四項の規定による信用事業規程の変更の届出 別記第十三号様式  
二 法第十一条の十七第四項の規定による共済規程の変更の届出 別記第十四号様式

三 法第十一条の四十二第四項の規定による信託規程の変更又は廃止の届出 別記第  
十五号様式

四 法第十一条の四十八第四項の規定による宅地等供給事業実施規程の変更又は廃止  
の届出 別記第十六号様式

五 法第十一条の五十一第四項の規定による農業経営規程の変更又は廃止の届出 別  
記第十七号様式

六 法第四十四条第四項の規定による定款変更の届出 別記第十八号様式

七 法第五十条の二第七項の規定による信用事業の譲渡の届出 別記第十九号様式

八 法第六十四条第四項の規定による解散の届出 別記第二十号様式  
第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。  
(理事又は経営管理委員の定数に係る承認の申請)

第三条 農業協同組合が農業協同組合法施行規則(平成十七年農林水産省令第二十七号)  
第七十六条の二第一項第三号イ又は第二項第三号イの承認を受けるときの申請書の様  
式は、別記第三十二号様式のとおりとする。

別記第十九号様式中「(第5条関係)」を「(第7条関係)」とし、「農事組合法人の  
組織変更届」を「農事組合法人  
の組織変更届」とし、「第73条の12」を「第73条の  
10」とし、「農事組合法人」を「農事協同組合」  
とし、「組織変更計画書」を「組  
織変更計画及び当該計画を承認した総会(総代会)の議事録」とし、「組織変更した農事  
組合法人及び会社の登記事項証明書」を「組織変更した農事協同組合及び当  
該変更の登記に係る登記事項証明書」と改め、同様式を別記第三十二号様式とす。

別記第十八号様式中「(第5条関係)」を「(第6条関係)」とし、「第72条の18の10」  
を「第72条の44」と改め、同様式を別記第三十二号様式とし、同様式の次に次の一様式を  
加える。

第31号様式 (第6条関係)

番 年 月 日 号

岐阜県知事 様

住 所  
名 称  
代表者氏名

印

農 事 組 合 法 人 継 続 届

農業協同組合法第73条第4項において準用する同法第64条の3第3項の規定により、農事組合法人を継続する旨を届け出ます。

(添付書類)

農事組合法人の継続を決議した総会の議事録及び継続の登記に係る登記事項証明書

第100号「(第5条関係)」や「(第6条関係)」及び「第72条の18第3項」や「第72条の35第3項」並びに「第16号」回覧や第116号「第16号」回覧

第101号「(第5条関係)」や「(第6条関係)」及び「第72条の17第2項」や「第72条の34第2項」並びに「議決」や「決議」並びに「第112号」回覧

第102号「(第5条関係)」や「(第6条関係)」及び「農事組合法人の設立届」や「農事組合法人の成立届」並びに「第72条の16第4項」や「第72条の32第4項」並びに「設立しました」や「成立しました」並びに「第103号」回覧や第110号「第103号」回覧

第104号「(第5条関係)」や「(第6条関係)」及び「第72条の13第2項」や「第72条の29第2項」並びに「第105号」回覧や第117号「第105号」回覧

第106号「(第4条関係)」や「(第5条関係)」及び「議決」や「決議」並びに「第107号」回覧や第119号「第107号」回覧

第108号「(第3条関係)」及び「(第4条関係)」並びに「総会議決等取消請求書」や「総会(総代会)決議等取消請求書」並びに「総会における議決・選挙・当選」や「総会(総代会)における決議・選挙・当選」並びに「第109号」回覧や第120号「第109号」回覧

第111号「(第3条関係)」及び「(第4条関係)」並びに「第112号」回覧や第123号「第112号」回覧

第113号「(第3条関係)」及び「(第4条関係)」並びに「第64条第4項」や「第64条第5項」並びに「第114号」回覧や第131号「第114号」回覧

第115号「(第3条関係)」及び「(第4条関係)」並びに「第64条第4項」や「第64条第5項」並びに「第116号」回覧や第133号「第116号」回覧

第22号様式 (第 4条関係)

番 年 月 日 号

岐阜県知事 様

住 所  
名 称  
代表者氏名  
  
⑪

組 合 継 続 届

農業協同組合法第64条の3第3項の規定により、組合を継続する旨を届け出ます。

(添付書類)

組合の継続を決議した総会 (総代会) の議事録及び継続の登記に係る登記事項証明書

取組届付書様式を添付する。

取組届付書様式第1号「議決」及び「決議」は、

- 「4 共済事業を行なっている組合にあつては、共済事業を行なっている組合にあつては、共済
- 5 信託事業を行つている組合にあつては、共済
- 6 清算人名簿
- 7 その他必要な書類

契約処理計画書

信託財産処理計画書

「2」及び「3」同様様式を添付届出書第1号様式と同一同様式の次に次の十一様

様式を添付する。

第10号様式 (その1) (第2条関係)

番 号  
年 月 日

岐阜県知事 様

合併後存続する組合 住 所  
名 称  
代表者氏名 ㊟

合併により解散する組合 住 所  
名 称  
代表者氏名 ㊟

吸 収 合 併 認 可 申 請 書

農業協同組合法第65条第2項の規定により 農業協同組合 農業協同組合連合会 の合併の認可を申請します。

(添付書類)

- 1 合併の理由書
- 2 合併後存続する組合の定款、各種事業実施規程、組員数（農業協同組合連合会にあつては、会員数）、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員履歴書並びに事務所の位置を記載した書類
- 3 合併の決議をした各組合の総会の議事録の謄本（総代会の議事録の謄本及び組員投票の結果を記載した書面）
- 4 合併契約書の謄本、合併に関する覚書等の謄本
- 5 事業計画書（合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）
- 6 最終事業年度（最終事業年度がない場合にあつては、合併をする組合の成立の日）に係る貸借対照表（非出資組合にあつては、財産目録）
- 7 法第49条第2項又は第3項及び法第50条第2項に規定する手続を経たことを証明する書面
- 8 合併経過報告書
- 9 総代会で合併を決議した組合にあつては、法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
- 10 法第48条の2第2項の規定による総会の招集があつた場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本
- 11 農業協同組合法施行規則第209条に掲げる書類（既に添付しているものを除く。）
- 12 その他必要な書類

## 第10号様式 (その2) (第2条関係)

番 号  
年 月 日

岐阜県知事 様

合併後存続する組合 住 所  
名 称  
代表者氏名 ㊟合併により解散する組合 住 所  
名 称  
代表者氏名 ㊟

## 吸 収 合 併 認 可 申 請 書

農業協同組合法第65条第2項の規定により 農業協同組合 農業協同組合連合会 の合併の認可を申請します。

(添付書類)

- 1 合併の理由書
- 2 合併により消滅する出資組合が合併を決議した総会の議事録の謄本 (総代会の議事録の謄本及び組合員の投票の結果を記載した書面)
- 3 合併後存続する出資組合が合併の方針を決議した理事会 (経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員会) の議事録の謄本
- 4 合併契約書の謄本、合併に関する覚書等の謄本
- 5 最終事業年度 (最終事業年度がない場合にあつては、合併をする組合の成立の日) に係る貸借対照表 (非出資組合にあつては、財産目録)
- 6 法第49条第2項又は第3項及び法第50条第2項に規定する手続を経たことを証明する書面
- 7 合併によつて消滅する出資組合が総代会で合併を決議した場合は、法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
- 8 合併後存続する出資組合の定款、各種事業実施規程、組合員数 (農業協同組合連合会にあつては、会員数)、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書並びに事務所の位置を記載した書類
- 9 事業計画書 (合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。)
- 10 合併経過報告書
- 11 法第48条の2第2項の規定による総会の招集があつた場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本
- 12 合併により消滅する出資組合の総組合員 (准組合員を除く。) の数が合併後存続する出資組合の総組合員 (准組合員を除く。) の数の5分の1 (これを下回る割合を合併後存続する組合の定款で定めた場合にあつては、その割合) を超えていないことを証する書面及び合併により消滅する出資組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額が合併後存続する出資組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の5分の1 (これを下回る割合を合併後存続する組合の定款で定めた場合にあつては、その割合) を超えていないことを証する書面
- 13 合併後存続する出資組合の総組合員 (准組合員を除く。) の6分の1以上の正組合員が合併に反対の意思の通知を行つていないことを証する書面。
- 14 農業協同組合法施行規則第209条に掲げる書類 (既に添付しているものを除く。)
- 15 その他必要な書類

備考 本様式は、法第65条の2第1項の規定による合併の場合に使用するものとする。

第10号様式 (その3) (第2条関係)

番 号  
年 月 日

岐阜県知事 様

設立委員 住 所  
代表者氏名



新 設 合 併 認 可 申 請 書

農業協同組合法第65条第2項の規定により 農業協同組合  
農業協同組合連合会 の合併の認可を申請します。

記

- 1 設立しようとする組合の住所及び名称
- 2 合併する組合の住所及び名称

(添付書類)

- 1 合併の理由書
- 2 設立する組合の定款、各種事業実施規程、組合員数（農業協同組合連合会にあつては、会員数）、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員履歴書並びに事務所の位置を記載した書類
- 3 合併する各組合の総会の議事録の謄本（総代会の議事録の謄本及び組合員の投票の結果を記載した書面）
- 4 合併契約書の謄本、合併の覚書等の謄本
- 5 事業計画書（合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）
- 6 最終事業年度（最終事業年度がない場合にあつては、合併をする組合の成立の日）に係る貸借対照表（非出資組合にあつては、財産目録）
- 7 法第49条第2項又は第3項及び法第50条第2項に規定する手続を経たことを証明する書面
- 8 法第66条の規定により選任された設立委員であることの証明書及び設立委員会の議事録の謄本
- 9 設立する組合の役員調書
- 10 合併経過報告書
- 11 総代会で合併を決議した組合にあつては、法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
- 12 法第48条の2第2項の規定に基づく総会の招集があつた場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本
- 13 農業協同組合法施行規則第209条に掲げる書類（既に添付しているものを除く。）
- 14 その他必要な書類

## 第11号様式 (その1) (第2条関係)

番 号  
年 月 日

岐阜県知事 様

設立委員 住 所  
代表者氏名

印

## 新 設 分 割 認 可 申 請 書

農業協同組合法第70条の3第3項の規定により、新たに農業協同組合を設立するので、新設分割の認可を申請します。

## 記

- 1 新設分割設立組合の住所及び名称
- 2 新設分割組合の住所及び名称

## (添付書類)

- 1 新設分割の理由書
- 2 新設分割を決議した総会（総代会）の議事録の謄本
- 3 新設分割計画の謄本
- 4 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあつては、新設分割組合の成立の日における貸借対照表）
- 5 法第49条第2項又は第3項及び法第50条第2項に規定する手続を経たことを証明する書面
- 6 総代会で新設分割を決議した組合にあつては、法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
- 7 法第48条の2第2項の規定による総会の招集があつた場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本
- 8 新設分割設立組合の定款、各種事業実施規程、組合員数（農業協同組合連合会にあつては、会員数）、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書並びに事務所の位置を記載した書類
- 9 事業計画書（新設分割並びに新設分割設立組合及び新設分割後の新設分割組合の事業経営についての基本方針に関する事項並びに新設分割の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）
- 10 法第66条の規定により選任された設立委員であることの証明書及び設立委員会議事録の謄本
- 11 新設分割の経過を記載した書面
- 12 農業協同組合法施行規則第209条の2に掲げる書類（既に添付しているものを除く。）
- 13 新設分割後に他の法人形態への組織変更を計画している場合には、当該組織変更の概要（組織変更後の法人形態、事業、組織変更の時期等）
- 14 その他必要な書類



第11号様式 (その2) (第2条関係)

番 号  
年 月 日

岐阜県知事 様

設立委員 住 所  
代表者氏名



新 設 分 割 認 可 申 請 書

農業協同組合法第70条の3第3項の規定により、新たに農業協同組合を設立するので、新設分割の認可を申請します。

記

- 1 新設分割設立組合の住所及び名称
- 2 新設分割組合の住所及び名称

(添付書類)

- 1 新設分割の理由書
- 2 新設分割組合が新設分割の方針を決議した理事会（経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員会）の議事録の謄本
- 3 新設分割計画の謄本
- 4 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあつては、新設分割組合の成立の日における貸借対照表）
- 5 法第49条第2項又は第3項及び法第50条第2項に規定する手続を経たことを証明する書面
- 6 新設分割設立組合の定款、各種事業実施規程、組合員数（農業協同組合連合会にあつては会員数）、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書並びに事務所の位置を記載した書類
- 7 事業計画書（新設分割並びに新設分割設立組合及び新設分割後の新設分割組合の事業経営についての基本方針に関する事項並びに新設分割の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）
- 8 新設分割の経過を記載した書面
- 9 新設分割によつて新設分割設立に承継させる資産の帳簿価格の合計額が新設分割組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の5分の1（これを下回る割合を新設分割組合の定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えていないことを証する書面
- 10 新設分割組合の総組合員（准組合員を除く。）の6分の1以上の正組合員が新設分割に反対の意思の通知を行っていないことを証する書面
- 11 農業協同組合法施行規則第209条の2に掲げる書類（既に添付しているものを除く。）
- 12 新設分割後に他の法人形態への組織変更を計画している場合には、当該組織変更の概要（組織変更後の法人形態、事業、組織変更の時期等）
- 13 その他必要な書類

備考 本様式は、法第70条の4第1項の規定による分割の場合に使用するものとする。

第12号様式 (第3条関係)

番 年 月 日 号

岐阜県知事 様

住 所 名 称 代表者氏名

印

理事・経営管理委員定数承認申請書

農業協同組合法施行規則第76条の2第1項第3号イ又は第2項第3号イの規定により、理事・経営管理委員の定数の過半数を認定農業者等とすることを要しないことの承認を申請します。

記

- 1 理事・経営管理委員のうち認定農業者等である者 名
- 2 理事・経営管理委員の定数 名

(添付書類)

- 1 組合の正組合員である認定農業者の数に関する調査の結果及び当該結果を公表したことが分かる書類
- 2 選挙又は選任が困難な理由及び当該理由を公表したことが分かる書類
- 3 その他必要な書類

第13号様式 (第4条関係)

番 年 月 日 号

岐阜県知事 様

住 所 名 称 代表者氏名

印

信用事業規程変更届

農業協同組合法第11条第4項の規定により、信用事業規程の変更について届け出ます。

(添付書類)

- 1 変更の理由書
- 2 信用事業規程又は信用事業規程の変更部分の新旧対照表
- 3 総会 (総代会) の議事録の謄本

第14号様式 (第4条関係)

番 年 月 日 号

岐阜県知事 様

住 所 名 称  
代表者氏名

印

共 済 規 程 変 更 届

農業協同組合法第11条の17第4項の規定により、共済規程の変更について届け  
出ます。

(添付書類)

- 1 変更の理由書
- 2 共済規程又は共済規程の変更部分の新旧対照表
- 3 総会 (総代会又は理事会) の議事録の謄本

第15号様式 (第4条関係)

番 年 月 日 号

岐阜県知事 様

住 所 名 称  
代表者氏名

印

信 託 規 程 変 更 ・ 廃 止 届

農業協同組合法第11条の42第4項の規定により、信託規程の変更・廃止につい  
て届け出ます。

(添付書類)

- 1 変更又は廃止の理由書
- 2 信託規程又は信託規程の変更部分の新旧対照表
- 3 総会 (総代会) の議事録の謄本

第16号様式 (第4条関係)

番 年 月 日 号

岐阜県知事 様

住 所 名 称 代表者氏名

印

宅地等供給事業実施規程変更・廃止届

農業協同組合法第11条の48第4項の規定により、宅地等供給事業実施規程の変更・廃止について届け出ます。

(添付書類)

- 1 変更又は廃止の理由書
- 2 宅地等供給事業実施規程又は宅地等供給事業実施規程の変更部分の新旧対照表
- 3 総会 (総代会) の議事録の謄本

第17号様式 (第4条関係)

番 年 月 日 号

岐阜県知事 様

住 所 名 称 代表者氏名

印

農業経営規程変更・廃止届

農業協同組合法第11条の51第4項の規定により、農業経営規程の変更・廃止について届け出ます。

(添付書類)

- 1 変更又は廃止の理由書
- 2 農業経営規程又は農業経営規程の変更部分の新旧対照表
- 3 総会 (総代会) の議事録の謄本

第18号様式 (第4条関係)

番 年 月 日 号

岐阜県知事 様

住 所 名 称  
代表者氏名

印

定 款 変 更 届

農業協同組合法第44条第4項の規定により、定款の変更について届け出ます。

(添付書類)

- 1 変更の理由書
- 2 定款変更部分の新旧対照表
- 3 総会 (総代会) の議事録の謄本

第19号様式 (第4条関係)

番 年 月 日 号

岐阜県知事 様

住 所 名 称  
代表者氏名

印

信 用 事 業 譲 渡 届

農業協同組合法第50条の2第7項の規定により、信用事業の全部を譲渡したことを届け出ます。

- 1 譲渡認可年月日及び認可番号
- 2 譲渡先の名称及び住所
- 3 譲渡年月日
- 4 譲渡事務所の名称及び所在地

(添付書類)

法第50条の2第5項の規定による公告をしたことを証する書類

第20号様式 (第4条関係)

番 年 月 日 号

岐阜県知事 様

住 所 名 称 代表者氏名

印

解 散 届

農業協同組合法第64条第4項の規定により、次のとおり解散しましたので届け出ます。

(添付書類)

- 1 解散経過の概要書
- 2 解散時における財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- 3 総会 (総代会) の議事録の謄本及び組合員の投票の結果を記載した書面
- 4 解散の登記に係る登記事項証明書
- 5 その他必要な書類

印留帳簿及び「設立準備金」や「設立準備会」印「第30条第10項ただし書」や

「第30条第11項ただし書」印「たことを証する書面」

「10 法第44条第1項第8号の規定の運用があるときは、

当該議決を経

「10 法第56条第1項及び法第58条第1項の規定による公告の写し」

印の写し」

印「4 法第50条の2第6項において準用する法第49条第1項の

「4 法第50条の2第6項において準用する法第49条第1項の

り作成した財産目録及び貸借対照表

印留帳簿及び「11 法第56条第1項及び法第58条第1項の規定による公告の写し」

「4 法第50条の2第6項において準用する法第49条第1項の

り作成した財産目録及び貸借対照表

「4 法第50条の2第6項において準用する法第49条第1項の

規定による公告及び催告の状況を記載した書類

「4 法第50条の2第4項において準用する法第49条第2項又は第3項

規定による公告及び催告の状況を記載した書類

「5 定款、信用事業規程又は信用事業方法書の変更部分の新旧対照表

旧対照表」

「6 法第50条の2第6項において準用する法第49条第1項の

規定による公告及び催告の状況を記載した書類

「6 法第46条の2の規定によるものについては、組合員全員の同意を得たことを証する理事の書面」

「法第49条第2項及び法第50条第2項に規定する手続き」

「出資一口の金額の減少又は出資組合から非出資組合への移行に係る定款変更の認可申請の場合は、法第40条第2項又は第3項及び法第50条第2

「6 法第46条の2の規定によるものについては、会員たる組

総会の議事録の謄本 (農業協同組合連合会が、その地区を

項に規定する手続」

とする他の農業協同組合連合会が現に行なっている事業を

に行なうために定款を変更する場合)

「7 その他必要な書類

印の

地区  
新たな 6 その他必要な書類  
」 256'

回覧会や回覧組に叩き込む。

回覧組に叩き込む中「農業経営規程設定・変更・廃止承認申請書」や「農業経営規程設定・変更承認申請書」 25 「第11条の32第1項」 25 「第11条の51第3項」 25 「設定・変更・廃止の」 25 「設定・変更の」 25 「、変更又は廃止」 25 「又は変更」 256' 回覧会や回覧組に叩き込む。

回覧組に叩き込む中「宅地等供給事業実施規程設定・変更・廃止承認申請書」 25 「第11条の29第3項」 25 「第11条の48第3項」 25 「設定・変更・廃止の」 25 「設定・変更の」 25 「添付書類」 25 「添付書類」 25 「、変更又は廃止」 25 「又は変更」 256' 回覧会や回覧組に叩き込む。

回覧組に叩き込む「信託規程設定・変更・廃止承認申請書」 25 「信託規程設定・変更承認申請書」 25 「第11条の23第3項」 25 「第11条の42第3項」 25 「設定・変更・廃止の」 25 「設定・変更の」 25 「、変更又は廃止」 25 「又は変更」 256' 回覧会や回覧組に叩き込む。

回覧組に叩き込む中「第11条の7第3項」 25 「第11条の17第3項」 256' 「又は理事会」 256' 回覧会や回覧組に叩き込む。

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年四月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社